

芦屋市民会館（本館）Z E B化改修 設計・施工業務  
に係る公募型プロポーザル提案依頼書

芦 屋 市

# 実施要領

## 1 提案依頼の概要

### (1) 業務件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「芦屋市民会館（本館）Z E B化改修 設計・施工業務」（以下、「本業務」という。）とする。

### (2) 業務場所

芦屋市業平町8番24号（芦屋市民会館）

### (3) 本業務の目的及び依頼内容

本業務の業務内容及び構成は以下の①から③のとおりとする。

本業務は芦屋市民会館（本館）のZ E B化改修を行うものであり、Z E B導入は、環境省が実施する「Z E B実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」（既存建築物のZ E B実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業）（以下「補助事業」という。）に応募を予定しているものである。そのため、本業務では、実施設計、施工業務に加えて、補助事業に応募する際の書類等の作成に関する業務も含むものとする。また、補助事業に不採択となった場合については、実施設計の内容について再度、市担当者と協議し、必要なZ E B化改修の内容について見直しを行うこととする。

#### ① 業務【その1】

(ア) 本施設改修に係る実施設計及び関連業務（以下「設計等業務」という。）

(イ) 補助事業に応募する際のサポート業務

(ウ) B E L Sの申請業務

#### ② 業務【その2】

(ア) 本施設改修に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（以下「施工業務」という。）

#### ③ 業務【その3】

(ア) 施工業務に係る工事監理業務

### (4) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し決定する公募型提案方式とする。

### (5) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

### (6) 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

### (7) 予定金額（上限額）

① 本業務の上限額は、下記のとおりとする。

(ア) 補助金が採択された場合 1 9 2, 1 9 0, 0 0 0 円

※消費税及び地方消費税 10%を含む

(イ)補助金が採択されなかった場合 168,000,000円

※消費税及び地方消費税 10%を含む

ZEBの性能を満たす必要最低限の改修内容とするため

- ② 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は契約金額に相当額を加減して支払う。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。
- ③ 業務【その1】の支払いは令和5年度とする。  
業務【その2】、業務【その3】の支払いは令和6年度の完成払いを原則とする。ただし、請求のあった場合は令和5年度の支払いをすることができるものとする。
- ④ 補助金採択の有無別の提案額（参考見積額）が、①(ア)(イ)の各上限額を超過した場合は失格とする。なお、受託候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、各事業内容の上限額以下で別に設定する。

(8) その他

- ① (7)①(ア)の上限額の範囲内で補助事業の実施要領、交付規程等に適合する内容となるよう提案を行うこと。また、補助事業の補助対象外経費である既存設備の撤去等、その他事業に要する経費についても提案額に含むこと。
- ② 設計等業務において、技術提案時に想定した施工業務の内容が変更となる場合においても、原則、補助金が採択された場合の事業費が提案額（参考見積額）を超えないものとするが、変更理由書(任意様式)提出のうえ、市との協議の結果、その妥当性が確認できた範囲で変更可能とする。
- ③ 受託者は、国の求める補助事業の実績報告書類等の作成について支援を行うこと。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独法人又は団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下「連合体」という。）のいずれかであって、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。ただし、2次評価の日までに参加資格要件を満たさなくなったときは、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ② 令和4・5年度芦屋市物件等又は建設工事若しくは測量・建設コンサルタントその他のいずれかに、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 参加意思表明書等の提出期限の日から2次評価実施の日までの期間に、本市の競争入札に係る指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営

業停止処分を受けていないこと。連合体で参加した場合においては、やむを得ない場合を除いて構成する法人の変更を認めない。

- ④ 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- ⑥ 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募する Z E B プランナーに登録されている事業者であること。なお、連合体の場合は、設計等業務を担当する構成員を含む 1 社以上が登録されていること。
- ⑦ 既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査等を実施した者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

(2) 業務別の参加資格要件

① 業務【その 1】

- (ア) 本社、支店、営業所のいずれかにおいて建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (イ) 公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 900 万円以上の設計業務を履行した実績があること。また、連合体の場合は、設計等業務を担当する主たる構成員が公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 900 万円以上の設計業務を履行した実績があること。

② 業務【その 2】

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可（管工事又は電気工事）を受け、最新の経営事項の審査の総合評点が 1015 点以上であること。また、連合体の場合は、工事を担う構成員が受け持つ工事区分に応じた建設業法に基づく特定建設業の許可を受け、各々最新の経営事項の審査の総合評点が 1015 点以上であること。

③ 業務【その 3】

- (ア) 本社、支店、営業所のいずれかにおいて建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (イ) 公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 400 万円以上の工事監理業務を履行した実績があること。また、連合体の場合は、工事監理業務を担当する主たる構成員が公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 400 万円以上の工事監理業務を履行した実績があること。

(3) 業務別の配置技術者の資格要件

① 業務【その1】

(ア) 管理技術者（設計等業務）

設計等業務の管理技術者は、事業全体の技術的管理を行い、また、省エネ・再エネシステムの検討及び実施設計を行う者とする。

設計等業務の管理技術者は、ZEBプランナーの登録を有する事業者より配置するものとし、また、国の補助金を活用した設備導入事業の実績を有する者を配置すること。

設計等業務の管理技術者と工事監理業務の監理技術者は兼ねることができるものとする。

(イ) 設計等担当技術者

設計等業務を担当する技術者のうち1名以上は、次の資格要件のいずれかを有する者とする。設計等担当技術者は工事監理担当技術者を兼ねることができる。

- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ 建築士法による建築設備士

② 業務【その2】

(ア) 監理技術者

監理技術者は施工の技術上の監理を行うものとし、参加意思表明書等の提出時点において、建設業法に規定される監理技術者証を有すること。また、単独で参加の場合には、監理技術者が必要となる全ての監理技術者証を有する者を、連合体で参加の場合にはそれぞれの担当する工事区分において、必要となる監理技術者証を有する者を配置すること。

③ 業務【その3】

(ア) 監理技術者（工事監理業務）

工事監理業務の監理技術者は、設計図書的设计内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

工事監理業務の監理技術者は、ZEBプランナーの登録を有する事業者より配置するものとし、また、国の補助金を活用した設備導入事業の実績を有する者を配置すること。

設計等業務の管理技術者と工事監理業務の監理技術者は兼ねることができるものとする。

(イ) 工事監理担当技術者

工事監理業務を担当する技術者のうち1名以上は、次の資格要件のいずれかを有する者とする。工事監理担当技術者は設計等担当技術者を兼ねることができる。

- ・ 建築士法による一級建築士
- ・ 建築士法による建築設備士

### 3 連合体で応募する場合の留意点

#### (1) 代表者

連合体で応募する場合は、市との連絡窓口となる代表者を選出するものとする。

また、本業務における構成員の役割を明確にし、代表者は本プロポーザルの提案に必要な諸手続を行うものとする。

#### (2) 連合体を構成する協定書の提出

連合体は、連合体を構成するための協定書（任意様式）（以下「連合体協定書」とする。）に基づき、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。なお、連合体協定書は技術提案書と併せて市に提出すること。

#### (3) 重複参加等の禁止

- ① 参加者及び参加者である連合体の構成員のいずれも、他の参加者でなく、また他の参加者である連合体の構成員でないこと。
- ② 参加者及び参加者である連合体の構成員のいずれも、他の参加者である連合体の構成員と資本面もしくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

### 4 提案手続

#### (1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

#### (2) 現場確認可能日

令和5年2月7日（火）及び2月14日（火）、各日9時から17時まで

現場確認を希望する者は、令和5年2月6日（月）又は13日（月）17時まで  
に、希望日、会社名、担当者名、問合せ先電話番号が分かるように（8）問合せ先にEメールを送付し、送付後は電話により受信確認を行うこと。なお現場確認では質問への回答はしない。

#### (3) 技術提案参考資料の貸与

##### ① 貸与申込受付期間

令和5年1月31日（火）から2月14日（火）、各日9時から17時まで

##### ② 貸与方法

手渡し（芦屋市役所北館3階 環境課 保全係）又は郵送

(ア) 手渡し希望者は事前に電話連絡を行うこと。なお、手渡し時には質問への回答はしない。

(イ) 郵送希望者は、貸与申込受付期間内に郵送先の会社名、所在地、担当者名、問合せ先電話番号が分かるように（8）問合せ先にEメールを送付し、送付後は電話により受信確認を行うこと。その後、貸与資料郵送用のレターパックプラスを同封した申込書（任意様式）を送付すること。

##### ③ 貸与資料

次の資料が格納されたCD-R及び図面（紙資料）

(ア) 公共施設情報（市民会館（本館）建築図面、設備図面）（紙資料）

(イ) 設備機器等のリスト（PDFファイル）

(ウ) 過去3年間のエネルギー使用量データ（エクセルファイル）

④ 貸与資料の返却

貸与資料は貸与時に市が示す期限及び方法を遵守して返却すること。

(4) 参加意思表明書等の提出

① 参加意思表明書等の提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市市民生活部環境課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市市民生活部環境課へ提出すること。

提出は郵送または持参すること。（郵送の場合は必着とする。）

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

② 提出書類

提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

連合体で提出する場合については、◎の書類は必須とし、○については、代表者・各構成員のいずれかが提出すれば良いとする。

(ア) 参加意思表明書及び参加資格確認申請書等

提出書類	単 独	連 合 体	
	法 人 等	代 表 者	各 構 成 員
参加意思表明書（様式1）	◎	◎	×
連合体構成員一覧表（参考様式1）	×	◎	×
委任状【連合体】（参考様式2）	×	◎	×
連合体協定書（任意様式）	×	◎	×
ZEBプランナー登録証明書の写し	◎	○	○
事業者概要書（参考様式3）	◎	◎	◎
設計等業務及び工事監理業務を担当する企業の建築士事務所登録の写し	◎	○	○
施工業務を担当する企業の特定建設業（管工事及び電気工事）の許可証の写し及び営業所一覧（建設業許可申請書の抜粋）	◎	○	○

※1 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (原本)	◎	◎	◎
※2 委任状【支店等委任用】(参考様式4)	◎	◎	◎

※1 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本)は、3か月以内のものとする。また、個人事業主が連合体の構成員である場合は、「代表者の住民票個人の写し」、「代表者の身分証明書」及び代表者が後見登記等ファイルに「登記されていないことの証明書」を提出すること。なお、副本はコピーで可とする。

※2 委任状【支店等委任用】(参考様式4)は、支店等に委任する場合のみ提出すること。

(イ) 企業の実績に係る書類(現在受託中の業務を含む。)

提出書類	単 独	連 合 体	
	法 人 等	代 表 者	各 構 成 員
ZEBプランナー業務実績(参考様式5)	◎	○	○
国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入業務実績(参考様式6)	◎	○	○

### ③ 留意事項

「(ア) 参加意思表明書及び参加資格確認申請書等」及び「(イ) 企業の実績に係る書類」について、連合体の場合は、代表者が各構成員の提出書類を取りまとめて提出すること。

#### (5) 質問受付及び回答

質問書提出期限までに、芦屋市環境課代表メール(kankyo@city.ashiya.lg.jp)宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、市のホームページで公表する。

#### (6) 技術提案書及び見積書等の提出

技術提案書及び見積書は、「技術提案書及び見積書等の提出期限」までに下記提出場所へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「技術提案書作成要領」を参照すること。

#### (7) 提出場所

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市市民生活部環境課(担当:岡本)



芦屋市役所 北館 3階  
電 話 0797-38-2051  
FAX 0797-38-2162

(8) 問合せ先

芦屋市市民生活部環境課  
担当：岡本  
TEL：0797-38-2051  
FAX：0797-38-2162  
E-mail：[kankyo@city.ashiya.lg.jp](mailto:kankyo@city.ashiya.lg.jp)

(9) 1次評価結果の通知

1次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送付する。  
また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「5(1) 評価方法」を参照すること。

(10) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1か月間、評価結果を公表する。

## 5 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(7) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	書類確認	参加意思 表 明 書 提 出 者	事 務 局	参加意思表明書提出者が参加資格を満しているかを確認する。
事前審査	書類確認	参加意思 表 明 書 提 出 者	事 務 局	提出書類等一式に漏れや不備がないかを確認する。
1次評価	企業評価 (書類審査)	事前審査 通 過 者	専 門 委 員 会	参加資格確認申請書及び企業の実績に係る書類に基づき評価する。
2次評価	提案内容評価 (面接審査) 価格評価	1次評価 上 位 5 者	専 門 委 員 会	技術提案書の内容及びそのプレゼンテーションに基づき評価する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。
  - ② 配点は、一次評価が企業評価（書類審査）160点、2次評価が客観的評価480点（1次評価の合計点160点と価格評価点320点）、審査員評価による技術提案内容評価1120点とする。
- (3) 参加資格確認
- ① 対象 参加意思表示書提出者
  - ② 確認方法 参加意思表示書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
- (4) 事前審査
- ① 対象 参加意思表示書提出者
  - ② 評価方法 提出書類等一式に漏れや不備がないか確認する。
- (5) 1次評価
- ① 対象 事前審査通過者
  - ② 評価方法 参加資格確認申請書及び企業の実績に係る書類に基づき評価する。
- (6) 2次評価
- ① 対象 1次評価上位5者
  - ② 評価方法
    - (ア) 審査員評価（技術提案書及び技術提案書概要による）

2次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。  
プレゼンテーションは3月20日（月）午前又は午後、各社40分程度を予定している。
    - (イ) 価格評価
- (7) 審査員評価における評価基準
- 評価項目ごとに、以下の評価基準に基づき評価を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与する

評価区分	評価基準	係数
A	非常に優れた提案となっている	配点×1.0
B	優れた提案となっている	配点×0.8
C	適切な提案となっている	配点×0.6
D	やや不十分な提案となっている	配点×0.4
E	不十分な提案となっている	配点×0.2
F	要求水準を満たしていない／提案がなされていない	配点 × 0

- (8) 失格事項
- 以下に示す事項に該当した場合、評価結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。
- ① 「技術提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
  - ② 提出書類に不足があった場合又は本実施要領に定める事項に違反した場合
  - ③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合
  - ④ 参加意思表示書等の提出期限の日から2次評価実施の日までの間に、本市より指

名停止等の措置を受けた場合

- ⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、全審査員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

## 6 留意事項

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる費用及び契約締結にかかる費用は、全て参加者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止する場合、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 市に提出された書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る参加報酬は支払わない。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された資料の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合、市は技術提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに必要な範囲内において複製を作成することがある。
- (6) 契約締結後、本業務により得られた成果物及びすべての権利（所有権、著作権等）は、市に帰属するものとし、受託者は市の承諾を得ることなく使用したり他人に公表したりしてはならない。
- (7) 選定の過程及び審査結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、芦屋市情報公開条例又は芦屋市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。
- (8) 参加業者名は公表せず、A社、B社と記載し、総合評価点はホームページで公表する。それ以外については、芦屋市情報公開条例等で対応する。
- (9) 本プロポーザル及び本業務に関して参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないことを、発注者に対して保証すること。

参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
- (10) 本プロポーザル及び本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (11) 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位のを契約交渉の相手方とできる。
- (12) 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。

以上

芦屋市民会館（本館）ZEB化改修 設計・施工業務  
提案方式スケジュール

手 続	時 期 (特に記載がなければ令和5年)
公告・公募手続の開始	1月25日(水)
現場確認希望申出期限	2月6日(月)、2月13日(月)
現場確認可能日	2月7日(火)、2月14日(火)
技術提案参考資料の配付・郵送受付期限	1月31日(火)～2月14日(火)
質問書の提出期限	2月17日(金)
質問への回答公表期限	2月20日(月)
参加意思表明書等の提出期限	2月21日(火)
1次評価結果の通知	2月24日(金)
技術提案書及び価格提案書等の提出期限	3月13日(月)
プレゼンテーション・2次評価	3月20日(月)
受託候補者の選定(2次評価結果の通知・公表)	3月28日(火)
・契約の締結(業務【その1】) ・基本協定の締結	3月31日(金)
・契約の締結(業務【その2】、業務【その3】)	補助金交付決定通知日以降 ※補助金交付決定日(見込)は、令和4年度補正予算に係る補助事業の公募がある場合は、令和5年7月中旬以降。令和5年度補助事業に係る補助金交付決定日は、令和5年8月下旬以降。

## 評価基準表

### (1) 1次評価

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	業務遂行能力	ZEBプランナー業務の実績	過去5年間のZEBプランナー業務実績（5件まで） 【同種】既存施設の改修 17点/件 【類似】新築施設 15点/件	85
			国の補助金を活用した省エネ改修の実績	過去5年間の国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入業務実績（5件まで） 【同種】公共施設の改修 15点/件 【類似】民間施設の改修 13点/件	75
合計			※連合体の場合は設計等業務を担当する構成員による（設計等業務を担当する構成員が複数の場合には、審査項目ごとに最も得点の高い1者による） ※審査項目ごとに5件以上の実績がある場合には同種を優先した5件による	160	

### (2) 2次評価

#### ア 客観的評価

評価項目	内容	配点
① 提案者の実績	1次評価における合計点	160
② 価格評価点	「オ 価格評価点の算出方法」のとおり	320
合計		480

#### イ 審査員評価（技術提案書及び技術提案書概要による）

評価項目	内容	配点
① 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施方針（本業務の目的を踏まえているか、効果的な課題解決及び適切な業務遂行につながるか）</li> <li>・補助事業の活用にあたり踏まえるべきポイントへの理解</li> </ul>	10
② 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制の充実度</li> <li>・要求水準及び提案内容の実現に係るチェック方法・体制</li> <li>・従事技術者の資格及び業務実績</li> </ul>	10

③ 提案テーマ1	<b>【ZEB達成の実現方策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修計画検討の方針及び手順</li> <li>達成するZEBの具体的改修内容</li> <li>ライフサイクルコストの視点からの経済性</li> <li>市のゼロカーボンシティ実現に寄与する提案</li> </ul>	30	
④ 提案テーマ2	<b>【先進的省エネルギーの導入案】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修計画検討の方針及び手順</li> <li>先進的省エネルギー導入による市民・事業者への啓発効果と発信力の強化</li> <li>ライフサイクルコストの視点からの経済性</li> <li>その他、先進的省エネルギーの実現方策に関する提案</li> </ul>	30	
⑤ 提案テーマ3	<b>【工程管理等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の制限や諸手続、施設の特性を踏まえた実施工程</li> <li>施工に伴う施設運営への影響の軽減策</li> <li>設備機器の納期遅れ等への対策</li> <li>その他、工程管理等に関する提案</li> </ul>	30	
⑥ 達成するZEBの種類	補助金が採択された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEB 10点</li> <li>Nearly ZEB 8点</li> <li>ZEBReady 6点</li> </ul>	10
	補助金が採択されなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEB 10点</li> <li>Nearly ZEB 8点</li> <li>ZEBReady 6点</li> </ul>	10
⑦ その他の提案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が求めた提案テーマ以外に独自性のある有益な提案(例:市内企業の積極的な活用等の地域貢献策など)</li> </ul>	10	
合 計	※審査員1人当たりの配点		140
	審査員の評価点の合計(8名)		1120

ウ 総合評価

総合評価点(1600点満点) =

客観的評価点(480点満点) + 審査員審査評価点(1120点満点)

エ 審査員評価における評価基準

評価項目ごとに、以下の評価基準に基づき評価を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与する

評価区分	評価基準	係数
A	非常に優れた提案となっている	配点×1.0
B	優れた提案となっている	配点×0.8
C	適切な提案となっている	配点×0.6
D	やや不十分な提案となっている	配点×0.4
E	不十分な提案となっている	配点×0.2
F	要求水準を満たしていない／提案がなされていない	配点 × 0

オ 価格評価点の算出方法

審査項目	内容	配点
補助金が採択された場合の事業内容に係る提案額	$\text{価格評価点} = 200 \times (1 - (\text{見積価格} \div \text{予定金額 (上限額)}))$ ※小数点以下第1位で四捨五入	200
補助金が採択されなかった場合の事業内容に係る提案額	$\text{価格評価点} = 120 \times (1 - (\text{見積価格} \div \text{予定金額 (上限額)}))$ ※小数点以下第1位で四捨五入	120
合 計		320

カ 失格事項

(2) イの審査員評価の全審査員の総合計が満点の60%未満である場合

## 公募型提案方式参加資格条件

### (1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ② 令和 4・5 年度芦屋市物件等又は建設工事若しくは測量・建設コンサルタントその他のいずれかに、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ③ 参加意思表明書等の提出期限の日から 2 次評価実施の日までの期間に、本市の競争入札に係る指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第 28 条の規定による営業停止処分を受けていないこと。連合体で参加した場合においては、やむを得ない場合を除いて構成する法人の変更を認めない。
- ④ 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正 11 年法律第 7 2 号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- ⑥ 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募する Z E B プランナーに登録されている事業者であること。なお、連合体の場合は、設計等業務を担当する構成員を含む 1 社以上が登録されていること。
- ⑦ 既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査等を実施した者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

### (2) 業務別の参加資格要件

#### ① 業務【その 1】

- (ア) 本社、支店、営業所のいずれかにおいて建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (イ) 公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 900 万円以上の設計業務を履行した実績があること。また、連合体の場合は、設計等業務を担当する主たる構成員が公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 900 万円以上の設計業務を履行した実績があること。

#### ② 業務【その 2】

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可（管工事又は電気工事）を受け、最新の経営事項の審査の総合評点が 1015 点以上であること。また、連合体の場合は、工事を担う構成員が受け持つ工事区分に応じた建設業法に基



づく特定建設業の許可を受け、各々最新の経営事項の審査の総合評点が 1015 点以上であること。

③ 業務【その 3】

- (ア) 本社、支店、営業所のいずれかにおいて建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (イ) 公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 400 万円以上の工事監理業務を履行した実績があること。また、連合体の場合は、工事監理業務を担当する主たる構成員が公告の日から過去 5 年間に、国の補助金を活用した省エネ化に係る設備導入工事における 400 万円以上の工事監理業務を履行した実績があること。